



日進赤池箕ノ手土地区画整理組合

区画整理だより

＜発行日＞
令和6年12月吉日
＜発行＞
日進赤池箕ノ手土地区画整理組合
理事長 山田 錦司
※組合事務所
日進市赤池町箕ノ手2番地1155
Tel/Fax. (052) 807-3126
＜ホームページアドレス＞
<http://www.nisshin-akaike.com/>

「事業の進捗状況について」

理事長 山田 錦司

師走の候、組合員の皆様におかれましては、ますますご健勝のことと心からお喜び申し上げます。

さて、12月3日に開催しました第5回総会において、令和5年度決算関係及び定款の一部変更等5議案を上程し、原案どおり可決承認されました。

また、第六期保留地販売の申込受付を令和7年2月1日（土）から行うこととしましたので、ご案内させていただきます。

事業としましては、現在、諸課題等について早期に解決し、発注済の工事については、概ね予定どおり令和6年度内には完了予定であります。

引き続き、皆様方のご理解ご協力をいただきながら進めてまいりますので、何卒よろしくお願いいたします。

第六期 保留地販売（入札）のお知らせ

- 申込期間 令和7年2月1日（土）～2月5日（水） 午前10時～午後4時
 - 受付場所 日進赤池箕ノ手土地区画整理組合事務所
 - 入札日 令和7年2月8日（土） 午前10時～
 - 会場 日進赤池箕ノ手土地区画整理組合事務所
- ※ 詳細については、12月25日に組合ホームページ掲載予定



保留地の詳細情報は、
組合ホームページをご
覧ください

日進赤池ヒルズ



■草刈り等について（お願い）

すでに使用収益開始された
土地については、境界杭の保全
及び草刈り等自己管理してい
だきますようお願いいたします。



◇ 目 次 ◇

- ・事業の進捗状況について ……1 頁
- ・第5回総会 ……2,3 頁
- ・工事施工済及び今後の工事予定等…3 頁
- ・相続登記について ……4 頁
- ・組合からのお願い ……4 頁



第5回総会

令和6年12月3日（火）開催の第5回総会において、令和5年度決算関係等5議案を上程し、原案どおり可決承認されました。

認定・議案		内 容
令和5年度 決算関係	認定第1号	令和5年度事業報告について
	認定第2号	令和5年度経費収入支出決算について
	認定第3号	令和5年度末財産目録について
議案第1号		定款の一部変更について
議案第2号		令和6年度経費収入支出補正予算について

■ 令和5年度収支決算書（概要）

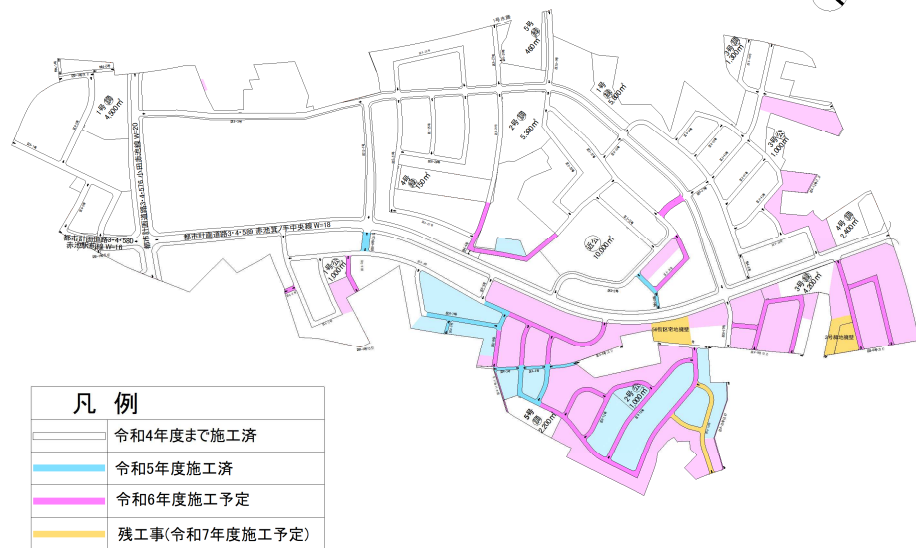
収 入 額	金	701,503,438 円
支 出 額	金	452,816,369 円
差引残額	金	248,687,069 円（令和6年度への繰越金）

収入の部		
科目	決算額（円）	説 明
保留地処分金	170,735,580	保留地処分金
雑収入	2,649,990	預金利子、諸証明手数料等
繰越金	528,117,868	前年度繰越金
収 入 合 計	701,503,438	

支出の部		
科目	決算額（円）	説 明
工事費	336,671,773	区画道路築造費、水路築造費、整地費、工事雑費
補償費	25,741,165	工作物等補償費
負担金	△1,916,200	下水道新設負担金
調査設計費	67,540,000	事業計画変更図書作成業務、公共施設管理引継図書作成等業務、工事施工管理等業務、移転物件補償調査積算業務、仮換地指定変更業務、基準点設置測量業務、出来形確認測量業務等
会議費	153,000	総代会費、諸会議費
事務所費	23,902,231	事務委託費、役員報酬、事務職員給与、PC等リース代、保留地処分諸費、需用費等
雑支出	724,400	県連合会費、弁護士顧問料等
支 出 合 計	452,816,369	

工事施工済及び今後の工事予定

日進赤池箕ノ手土地区画整理事業 工事箇所図



■第5回総会での主な質疑応答

事業スケジュール

Q：今後の事業スケジュールはどのようになりますか。

A：事業計画変更で、公共施設の一部変更（緑地と保留地）、資金計画の見直し、施行期間の2年延伸（令和9年度末まで）を検討中です。令和7年度中に事業計画変更、残工事（令和7年度施工予定）を行い、令和8年度から2ヵ年で換地計画、登記等の手続きを行う予定です。

手続関係

Q：委託業務などの資料を閲覧することは出来ますか。

A：土地区画整理法第84条及び組合の内規で閲覧可能な書類を定めております。組合事務所にお越しいただければ、役員立会いのもと閲覧可能な書類について、閲覧いただけます。

予算関係

Q：令和6年度予算の借入金として7億円の予算が計上されていますが、どのように返済をするのか。

A：保留地処分金で返済予定となります。なお、現時点で組合に借入金はございません。

工事関係

Q：公園の整備はどうなりますか。

A：組合工事としては、公園用地を整備する段階で完了し、遊具などの公園内の施設は、移管先の日進市が整備することになります。

2号公園については、今年度実施設計を行っています。

相続登記について

土地区画整理事業地内の土地の相続登記は、土地区画整理登記令により『代位登記』ができます。
土地の相続登記に資格証明が必要な方は、組合で発行いたしますので、お申し出下さい。

組合からのお願い

・土地の名義等を変更された方・住所変更された方へ

地区内の土地で、下記のような変更をなされた方は、その土地の『登記事項証明書』を、組合員皆様方の転居等により住所変更された方は『住民票（写し）』を、組合に必ずご提出下さい。

（申請書類は組合にありますので、お問い合わせ下さい。）

- | | |
|--------------------|--|
| ① 売買されたとき | ④ 複数名義から単独名義になったとき |
| ② 贈与、相続されたとき | ⑤ 合筆、分筆されたとき |
| ③ 単独名義から複数名義になったとき | ⑥ その他登記事項証明書の内容に変更があったとき（但し、抵当権のみの変更は除く） |

・建築等の行為をされる方〔土地区画整理法第76条申請が必要です。〕

土地区画整理事業施行区域内では、事業計画決定の公告があった日の翌日から換地処分公告の日まで、以下の行為について制限を受けることになります。

1. 建築物その他の工作物の新築、改築、又は増築を行う場合
2. 重量が5トンを超える物件の設置又は堆積
3. 土地の形質の変更

これらに該当する行為を行う場合は、日進市長の許可が必要となり、一定の許可申請手続きをお願いすることになります。この手続きは事業の支障となる行為を排除し、円滑な事業推進を図るためのものです。万一、無許可でこれらの行為を行ったり、許可条件に違反した場合は、土地の原状回復、建築物又は工作物の排除を命じることがありますので、十分ご理解いただきたいと思います。

（申請書類は組合にありますので、お問い合わせ下さい。）

・土地の立入について

測量及び調査のために、土地に立入りさせていただく場合がありますので、皆様方のご理解、ご協力をお願いします。

なお、民家等敷地内に立入りさせていただく場合には、あらかじめ連絡させていただいた上で、立入りさせていただきますので、よろしくお願いします。

立入時間：日の出より日没まで

組合ホームページについて

当地区は、本区画整理事業の内容等を広く知ってもらうための情報窓口として、公式ウェブサイト「STATION CITY 日進赤池ヒルズ」を開設しておりますので、ご覧下さい。

＜ホームページアドレス：http://www.nisshin-akaike.com/>

問い合わせ先（組合事務所）

住 所：〒470-0126

日進市赤池町箕ノ手2番地1155

電 話：052（807）3126

執務時間：平日：月曜日から金曜日

午前9時から午後4時まで

（但し、正午から午後1時までは休務）

休日：土日及び祝日並びに組合が休務と定めた日（年末・年始・お盆）